

厚生保険特別会計

○ 厚生保険特別会計

(厚生保険特別会計法 — 昭19.2.15 法10、厚生保険特別会計法施行令 — 昭19.7.19 勅470)

この会計は、「健康保険法」(大11法70)及び「厚生年金保険法」(昭29法115)に基づき、被保険者等に対する療養給付、年金給付、その他の給付を行う各保険事業の経営並びに「児童手当法」(昭46法73)に基づく児童手当に関する経理を行うため、「厚生保険特別会計法」に基づいて設置されたものであり、健康勘定、年金勘定、児童手当勘定及び業務勘定に区分されている。

◎ 健康勘定

この勘定は、政府の管掌する健康保険事業の保険収支(業務勘定に係るものを除く。)を経理するもので事業主から徴収する保険料を主な財源として、保険給付等を行っている。

なお、平成4年度より積立金は中長期的財政運営を支える調整的資金として事業運営安定資金となった。

◎ 年金勘定

この勘定は、厚生年金保険事業(厚生年金基金及び厚生年金基金連合会が行う事業を除く。)の保険収支(業務勘定に係るものを除く。)を経理するもので、事業主等から徴収する保険料、運用収入及び国庫負担金を主な財源として、保険給付等を行っている。

なお、年金勘定の積立金については、従来は全額を資金運用部に預託していたが、平成13年度より年金資金運用基金に寄託しての運用が開始された。

◎ 児童手当勘定

この勘定は、児童手当法(昭46法73)の施行に関する収支を経理するもので、事業主からの拠出金及び国庫負担金を主な財源として児童手当の給付等を行っている。

◎ 業務勘定

この勘定は、健康保険事業、厚生年金保険事業及び児童手当拠出金徴収業務における業務取扱い並びに保健事業、福祉事業に係る収支を経理するために設けられたものである。

なお、平成元年度補正予算において、老人保健制度の基盤安定化を目的とした特別保健福祉事業資金(1兆5000億円)が業務勘定に創設され、平成2年度以降においては、その運用利益金を財源として、老人保健関係業務に対する補助等を行っている。

厚生保険特別会計のしくみ

